

社会保険労務士制度 50 周年

50th Anniversary of Labor and Social Security Attorney System in Japan

社会保険労務士制度50周年 社労士 50th

社会保険労務士法は、平成30年12月2日、施行50周年を迎えます。
社会保険労務士は、社会保険労務士法において、労働及び社会保険に関する法令の円滑な実施に寄与するとともに、事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資することを目的としています。

